

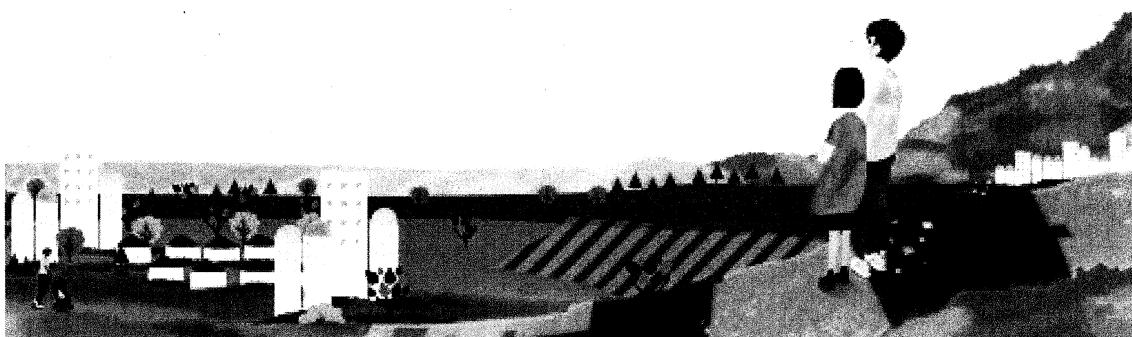


神奈川県

令和元年度

# 事業概要

—男女共同参画社会の実現をめざして—



神奈川県立かながわ男女共同参画センター

かなテラス



## ―――― 目 次 ―――

1 設置目的等 .....	1
2 かながわ男女共同参画センターのあゆみ .....	1
3 施設 .....	5
4 かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容 .....	6
5 令和元年度 事業体系 .....	8
6 令和元年度 主要事業 .....	11
7 平成 30 年度 主要事業及び事業実施状況 .....	23
8 総合相談案内 .....	46
9 施設利用案内 .....	47
10 かながわ男女共同参画センター関係例規 .....	48
11 県内市町村男女共同参画担当窓口 及び男女共同参画関連施設 .....	63

## 1 設置目的等

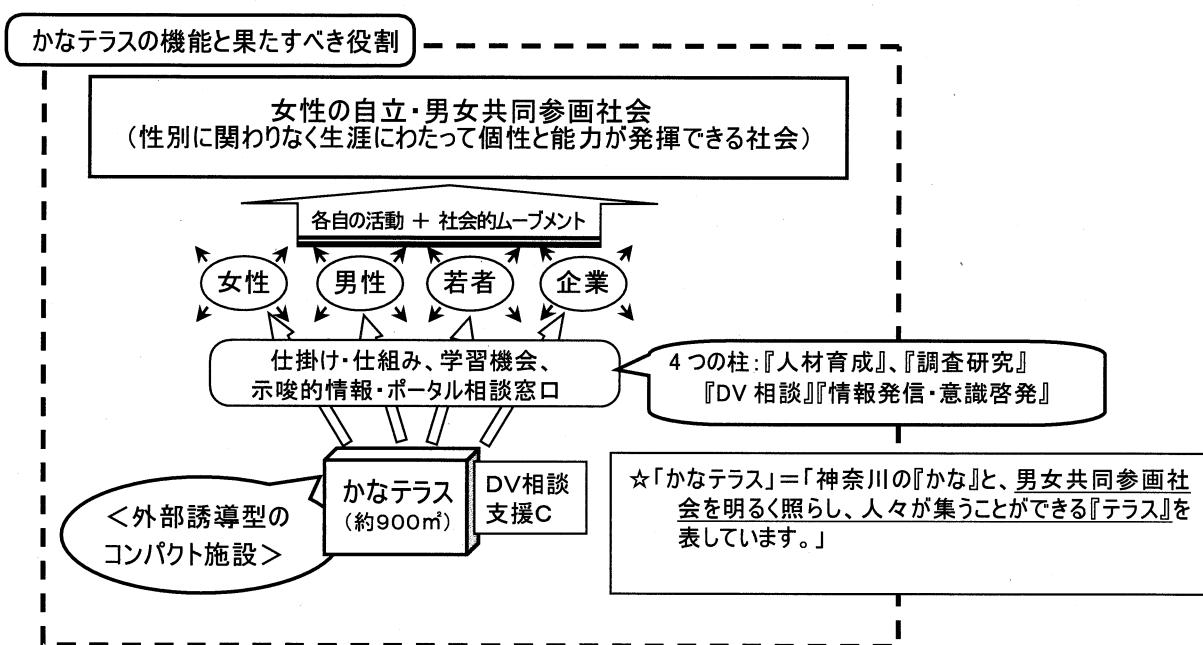
### (1) 設置目的

女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与する。（「神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例」第2条）

### (2) 事業運営方針

男女共同参画社会の実現を推進する県域の拠点施設として、人材育成、調査研究、相談、情報発信・意識啓発を4つの柱として、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進める。

## かなテラスの機能



## 2 かながわ男女共同参画センターのあゆみ

1975(昭和 50 年)

国際婦人年

- 7 「国際婦人年世界会議」(メキシコ・シティー)  
(1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする)

10 県議会で女性の地位向上をはかる決議が採択

1976(昭和 51 年)

7 知事室県民課に婦人関係行政の窓口が設けられる

1977(昭和 52 年)

5 県民部県民総務室に「婦人班」設置

1978(昭和 53 年)

- 2 「新神奈川計画」が策定され、実施計画の中に婦人の自立と社会参加を促進するための拠点として、「婦人総合センター(仮称)」の建設が計画される

12 婦人総合センター基本構想について県民参加(婦人団体との会議、アンケート調査等)

1979(昭和 54 年)

8 「婦人総合センター基本構想」策定

1980(昭和 55 年)

8 県民部に婦人総合センター建設準備室設置

- 1982(昭和 57 年)**      **この年を「かながわ婦人元年」とする**
- 3 婦人総合センター条例公布
  - 4 「かながわ女性プラン」決定
  - 5 「かながわ女性会議」結成
  - 6 県民部に「婦人企画室」、労働部労政課に「勤労婦人班」を設置
  - 11 **婦人総合センター開館 企画調整部、生活科学部、福祉部、婦人労働部、生涯学習部で構成**  
 江の島会議ーかながわ女のフェスティバル開催(以後、毎年 11 月に開館記念事業として実施)
- 1983(昭和 58 年)**      1 「婦人総合センターだより」創刊
- 1985(昭和 60 年)**      3 「かながわ女性ジャーナル」創刊
- 6 「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法) に改正(昭和 61 年 4 月施行)
  - 7 「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ世界会議)NGO フォーラムに女性代表団を派遣
  - 11 地方の時代シンポジウム「男女共同社会の実現をめざして」開催
- 1987(昭和 62 年)**      1 **「新かながわ女性プラン」決定**
- 11 婦人総合センター開館 5 周年(記念事業 フォトコンテスト等)  
 かながわ女性史「夜明けの航跡ーかながわ近代の女たち」の刊行
  - 11 婦人図書館内に山川菊栄(初代労働省婦人局長)文庫開設
  - 4 婦人総合センターの利用者が開館以来 100 万人を達成
- 1991(平成 3 年)**      4 **「婦人総合センター」を「かながわ女性センター」に名称変更**  
 同婦人労働部を労働部に変更  
 県民部の「婦人企画室」を「女性政策室」に名称変更
- 7 セクシュアル・ハラスメント相談窓口開設
  - 5 ~12 女性センター開館 10 周年記念事業を開催
- 1992(平成 4 年)**      11 かながわ女性史「共生への航路ーかながわの女たち'45~'90」刊行
- 1993(平成 5 年)**      4 女性センター企画調整部に管理課及び企画調整課、生活科学部に生活文化課及び商品テスト室、福祉部に福祉課、労働部に技能研修課及び情報相談課、生涯学習部に生涯学習課を配置し 5 部 8 室課で構成
- 1994(平成 6 年)**      10 第 1 回東アジア女性フォーラムが、女性センターを会場に開催され、第 4 回世界女性会議(北京会議)に向けて「江の島宣言」が採択される
- 1995(平成 7 年)**      9 第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」を採択
- 1995(平成 7 年)**      11 女性センターの利用者が開館以来 200 万人を達成
- 1996(平成 8 年)**      3 「神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について」神奈川県立かながわ女性センター運営協議会へ諮問 同年 10 月答申
- 1997(平成 9 年)**      2 **「かながわ女性プラン 21」決定**
- 4 女性センター運営協議会の答申を踏まえ、女性センターの設置目的を「女性の自立と社会参加を促進するための施設」から「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するための施設」へ変更し、併せて組織・機能を行政分野別だった 5 部体制から、課題分野別の 3 部体制(企画部、参画推進部、相談部)へ組織再編するとともに課題調整担当部長を設置
  - 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正(平成 11 年 4 月施行)

- 8 「女性への暴力相談等関係機関連絡会」(国、県、市等 16 機関)を設置  
 1998(平成 10 年)
- 9 「第 7 回全国女性史研究交流のつどい」共催  
 1999(平成 11 年)
- 4 国立婦人教育会館との共催で、「高齢社会は世代を越えて」をテーマに「男女共同参画学習推進フォーラム」(12 事業)を大学、市町村、NPO 等と連携の下に開催  
 6 「男女共同参画社会基本法」公布・施行  
 2000(平成 12 年)
- 4 「女性への暴力相談」専用電話開設  
 2001(平成 13 年)
- 4 相談件数の増加等を背景に、「メンタルケア」業務を開始  
 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)公布、10 月から一部施行、14 年 4 月から全面施行  
 2002(平成 14 年)
- 4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を相談部内に設置し、配偶者からの暴力に関する相談等に対応
- 4 神奈川県男女共同参画推進条例施行**
- 11 かながわ女性センター開館 20 周年記念事業を開催  
**6 「かながわ男女共同参画推進プラン」策定**
- 2 女性センターの利用者が開館以来 300 万人を達成  
 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)改正 (12 月施行)  
 10 かながわの女性応援サイトの運営開始  
 9 かながわ女性キャリア支援センターを設置  
**3 「かながわ DV 被害者支援プラン」策定**
- 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正 (平成 19 年 4 月施行)  
**6 組織再編に伴い部制(企画部、参画推進部、相談部)が廃止され、3 部(4 課)体制から、4 課体制(管理企画課、研究情報課、参画推進課、相談課)の構成**
- 7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)改正 (2008 年 1 月施行)  
 11 かながわ女性センター開館 25 周年記念事業を開催  
**3 「かながわ男女共同参画推進プラン(第 2 次)」策定**
- 6 「かながわ女性センターのあり方等に関する検討会」設置  
 同年 12 月 報告書提出  
 3 メールマガジン「えのしま通信」を発行  
**3 「かながわ DV 被害者支援プラン」改定**
- 1 かながわ女性センター条例を改正し利用施設を追加 (4 月施行)  
 3 「かながわ女性センターのあり方について」策定  
 6 マリンスポーツコーナーの設置  
 10 「アイランドフェスタ江の島」を開催  
 6 かながわ女性センター開館 30 周年記念事業を開催(6~3 月)  
 8 かながわ女性センターの利用者が開館以来 400 万人を達成  
 2011(平成 23 年)
- 11 内閣府と共に開催で、男女共同参画フォーラムを開催  
**3 「かながわ男女共同参画推進プラン(第 3 次)」策定**
- 「かながわ女性キャリア支援センター」を商工労働局へ移管  
 7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)改正 (26 年 1 月施行)  
 12 女性センターの移転に係る方針等を決定  
 2012(平成 24 年)
- 2013(平成 25 年)

- 12 かながわ女性センター条例を改正し、ホール及び楽屋、宿泊室を利用停止（4月施行）
- 2014（平成 26 年） 3 「かながわDV被害者支援プラン」を改定するとともに、名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更**
- 12 女性センター移転に先立ち、図書館を閉館し、会議室等の施設貸出を停止
- 2015（平成 27 年） 3 かながわ女性センター閉館（3月 31 日）**
- 4 江の島から藤沢合同庁舎に移転し、名称を「かながわ男女共同参画センター」（愛称：かなテラス）に変更**
- 4 課体制から 3 課体制（管理課、参画推進課、相談課）に組織再編**
- 6 「かなテラス カレッジ（第 1 期）」開催
- 11 「かながわ女性の活躍応援団」を結成**
- 2017（平成 29 年） 10 「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」始動**
- 2018（平成 30 年） 3 「かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）」策定**
- 2019（平成 31 年） 3 「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定**

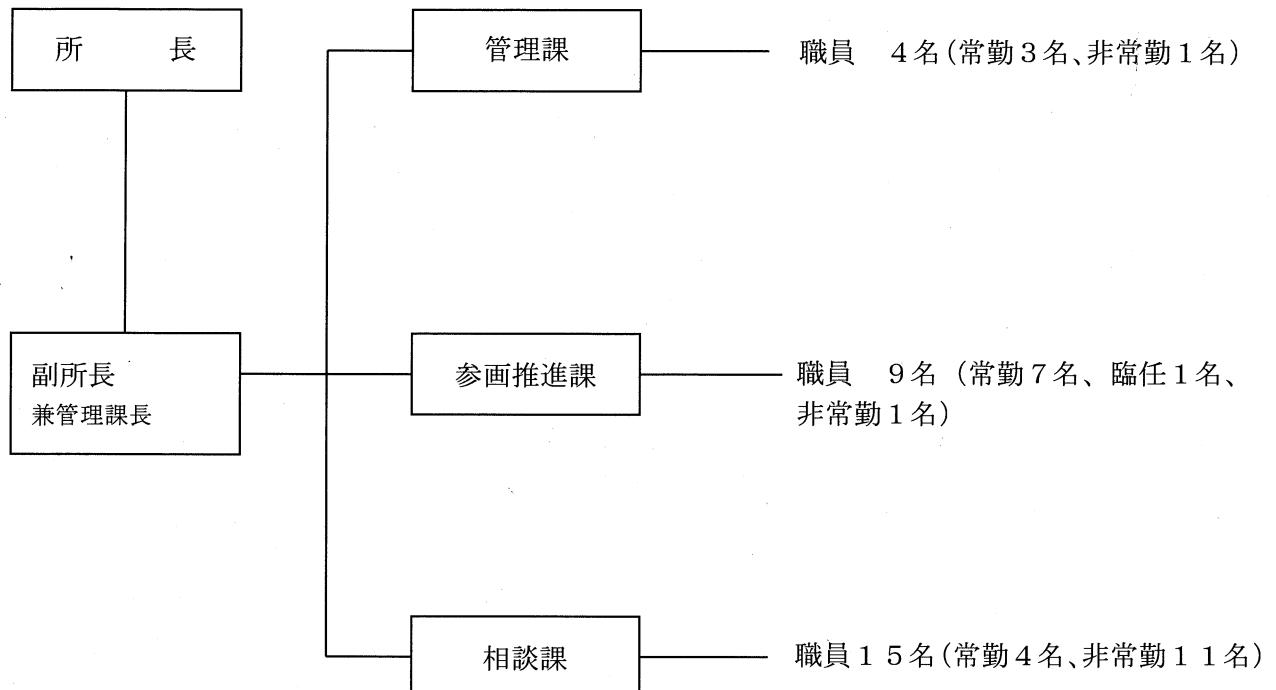
### 3 施設

- (1) 設置目的 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するための施設として、かながわ男女共同参画センターを設置したものである。
- (2) 所在地 藤沢市鵠沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
- (3) 建物延床面積 892.42 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造 5階建
- (5) 施設の概要

階別	地下1階	2階		別棟
課別		管理課 参画推進課	相談課	
室名	作業室 倉庫	所長室 事務室	事務室 相談室（4室）	
共通部分		資料・交流コーナー 男女共同参画支援室A・B（各27人） プレイルーム（託児室）（21人） 授乳室		男女共同参画支援室C・D（各30人）
面積	143.52 m <sup>2</sup>	648.90 m <sup>2</sup>		100.00 m <sup>2</sup>
延面積	892.42 m <sup>2</sup>			

## 4 かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容

### (1) かながわ男女共同参画センターの組織・職員 (平成31年4月1日現在)



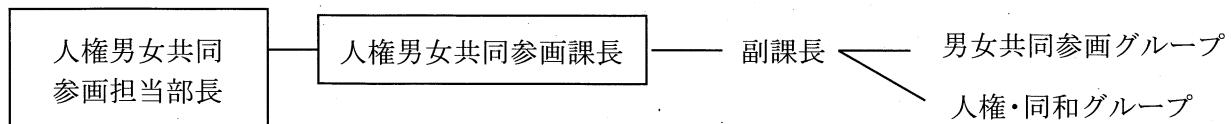
#### 《 職員数 》

常勤職員 16人      臨時の任用職員 1名      非常勤職員 13人      計 30人

\* \* \* \*

#### [参考]

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課の組織図 (平成31年4月1日現在)



## (2) かながわ男女共同参画センターの事業内容

### 管 理 課

- ・センターの運営管理
- ・男女共同参画支援室（会議室）の貸出
- ・託児サービスの提供

### 参 画 推 進 課

- ・女性の活躍応援団支援事業の実施
- ・男性の家事育児参画促進事業の実施
- ・中高生のための3大気づき講座の実施
- ・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の開催
- ・女性管理職育成セミナーの開催
- ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの開催
- ・女性トップマネジメント養成セミナーの開催
- ・かながわジェンダーダイバーシティ・データベースの公表
- ・かなテラスレポート、メールマガジン、ツイッター等による情報発信
- ・男女共同参画推進条例に基づく届出の集計・分析

### 相 談 課

- ・相談事業（配偶者暴力相談支援センター事業の実施）
- ・デートDV防止啓発講座の開催
- ・DV（防止啓発、発生抑制）冊子の発行、配布
- ・DV相談員の能力向上研修の実施

## 5 令和元年度 事業体系

### (1) 事業体系図

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ	令和元年度 予算額(A)	平成30年度 予算額(B)	(単位:千円)	
			増減 (A-B)	
<b>I 人材育成</b>				
(1) 女性のための社会参画セミナー 「かなテラス カレッジ」	(A4) ( 668 )	( 648 )	( 20 )	900
(2) 女性管理職育成セミナー	(A4) ( 405 )	( 405 )	( 0 )	0
(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	(A4) ( 105 )	( 0 )	( 105 )	105
(4) 女性トップマネジメント養成セミナー	(A4) ( 775 )	( 0 )	( 775 )	775
(5) 市町村男女共同参画施策推進者会議・研修	(A4) ( 60 )	( 60 )	( 0 )	0
(6) DV相談員能力向上研修	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
<b>II 調査研究</b>				
(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業	(A4) ( 627 )	( 627 )	( 0 )	0
(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(3) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析	(A4) ( 234 )	( 234 )	( 0 )	0
(4) 社会参画状況調査	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
<b>III 情報発信・意識啓発</b>				
<b>1 情報発信</b>				
(1) 男女共同参画社会推進情報発信事業	(A4) ( - )	( - )	( - )	0
(2) かなテラスレポートの発信	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(3) 資料・交流コーナーの運営	(A4) ( 942 )	( 942 )	( 0 )	0
(4) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
<b>2 意識啓発</b>				
(1) 女性の活躍応援団支援事業	(A4) ( 6,600 )	( 4,300 )	( 2,300 )	2,175
(2) 男性の家事育児参画促進事業	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(3) 中高生のための3大気づき講座	(A4) ( 163 )	( 163 )	( 0 )	0
(4) 男女共同参画推進市町村連携事業	(A4) ( 872 )	( 872 )	( 0 )	0
〃 [国庫]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	
(5) 男女共同参画フォーラム[国庫]	[ 200 ]	[ 200 ]	[ 0 ]	
(6) 市民活動団体自主企画事業	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(7) 教職員・市町村職員向け研修用教材の提供	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
男性向け講演会・セミナー	(A4) ( 130 )	( 255 )	( △ 125 )*(1)、(2)に統合	
<b>IV DV相談</b>				
<b>1 配偶者からの暴力(DV)被害者への支援</b>				
(1) 配偶者暴力相談支援センター(相談事業)	(A4) ( 51,397 )	( 51,135 )	( 262 )	262
(2) 女性問題研修事業	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(3) DV相談員能力向上研修(再掲)	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催	(A4) ( - )	( - )	( - )	-
<b>2 DV防止の啓発</b>				
(1) DV防止啓発講座(DV気づき講座)	(A4) ( 150 )	( 150 )	( 0 )	0
(2) デートDV防止啓発講座[国庫]	[ 240 ]	[ 210 ]	[ 30 ]	
(3) 啓発冊子の発行[国庫]	[ 1,543 ]	[ 1,543 ]	[ 0 ]	
<b>V その他</b>				
<b>1 かながわ男女共同参画センターの運営</b>	(△経費) ( 15,920 )	( 15,748 )	( 172 )	
かながわ男女共同参画センター事業費	63,128	59,791	3,337	
かながわ男女共同参画センター維持運営費	15,920	15,748	172	
かながわ男女共同参画センター費 計	79,048	75,539	3,509	

\* 国庫を除く。

(2) かながわ男女共同参画推進プランとの関係

かなテラス事業体系		かながわ男女共同参画プラン (第4次) における位置付け	
I 人材育成	(1) 女性のための社会参画セミナー 「かなテラス カレッジ」	1-(1)-① 1-(1)-②	
	(2) 女性管理職育成セミナー	1-(1)-②	
	(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	1-(1)-②	
	(4) 女性トップマネジメント養成セミナー	1-(1)-②	
	(5) 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議	4-(1)-①, 5-(1)	
	(6) DV相談員能力向上研修	3-(1)-①, 3-(1)-②	
II 調査研究	(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業	1-(1)-①, 4-(1)-②	
	(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース	2-(1)-④, 4-(1)-②	
	(3) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析	2-(1)-④, 5-(3)	
	(4) 社会参画状況調査	1-(1)-①	
III 情報発信	(1) 男女共同参画社会推進情報発信事業	4-(1)-②	
	(2) かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」 発信事業	4-(1)-②	
	(3) 資料・交流コーナーの運営	4-(1)-②	
	(4) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架	4-(1)-②	
IV 情報発信・ 意識啓発	2 意識啓発	(1) 女性の活躍応援団支援事業	1-(1)-②, 1-(2)-① 2-(1)-①, 4-(1)-①, 5-(1)
		(2) 男性の家事育児参画促進事業	1-(3)
		(3) 中高生のための3大気づき講座	1-(2)-②, 3-(1)-①, 3-(1)-②, 4-(2)-①
		(4) 男女共同参画推進市町村連携事業	2-(2)-②, 4-(1)-①, 5-(1)
		(5) 男女共同参画フォーラム	4-(1)-①
		(6) 市民活動団体自主企画事業	5-(1)
		(7) 教職員・市町村職員向け研修用教材の提供	2-(1)-④, 4-(1)-①, 4-(1)-②, 4-(2)-①
IV DV 相談	支 <sup>へ1</sup> 援 <sup>へ2</sup> D配 <sup>へ3</sup> V偶 <sup>へ4</sup> 者 <sup>へ5</sup> 被 <sup>へ6</sup> か <sup>へ7</sup> 害 <sup>へ8</sup> ら <sup>へ9</sup> 者 <sup>へ10</sup> へ暴 <sup>へ11</sup> の力 <sup>へ12</sup>	(1) 配偶者暴力相談支援センター(相談事業)	3-(1)-①, 3-(1)-②, 3-(2)-④
		(2) 女性問題研修事業	3-(1)-①, 3-(1)-②
		(3) DV相談員能力向上研修	3-(1)-①, 3-(1)-②
		(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催	3-(1)-①, 3-(1)-②
	の2 啓D 発V 防 止	(1) DV防止啓発講座	3-(1)-①, 3-(1)-②
		(2) デートDV防止啓発講座	3-(1)-①, 3-(1)-②
		(3) 啓発冊子の発行	3-(1)-①, 3-(1)-②

## かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）体系図

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
  - (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
    - 1-(1)-① 政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
    - 1-(1)-② 民間における政策・方針決定過程への女性の参画
  - (2) あらゆる分野における女性の活躍促進
    - 1-(2)-① 女性の活躍の推進
    - 1-(2)-② 女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
  - (3) 家庭・地域活動への男性の参画
- 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
  - (1) 職業生活における活躍支援
    - 2-(1)-① 女性の就業支援
    - 2-(1)-② 育児等の基盤整備【再掲】
    - 2-(1)-③ 介護の基盤整備【再掲】
    - 2-(1)-④ 就業環境の整備
    - 2-(1)-⑤ 安定した就業への支援
  - (2) 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造
    - 2-(2)-① 長時間労働の是正と多様な働き方の促進
    - 2-(2)-② 両立支援のための取組み促進
- 3 男女共同参画の面から見た穏やかで安心なくらし
  - (1) あらゆる暴力の根絶
    - 3-(1)-① 配偶者等からの暴力防止
    - 3-(1)-② 配偶者等からの暴力被害者への支援
    - 3-(1)-③ 犯罪被害者等に対する支援
  - (2) 困難を抱えた女性等に対する支援
    - 3-(2)-① ひとり親家庭に対する支援
    - 3-(2)-② 高齢女性に対する支援
    - 3-(2)-③ 障がいのある女性に対する支援
    - 3-(2)-④ 外国人女性に対する支援
    - 3-(2)-⑤ 生活困窮者等の自立に向けた支援
    - 3-(2)-⑥ 性的マイノリティ（L G B T等）に対する支援
  - (3) 生涯を通じた穏やかで生き生きとした暮らしの支援
    - 3-(3)-① 女性の健康に対する支援
    - 3-(3)-② 男性の健康に対する支援
    - 3-(3)-③ エイズ・性感染症等に対する支援
    - 3-(3)-④ 県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
  - (1) 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革
    - 4-(1)-① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
    - 4-(1)-② 男女共同参画社会の理解を深めるための情報収集・提供
  - (2) 子ども・若者に向けた意識啓発
    - 4-(2)-① 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
    - 4-(2)-② 学校現場における基盤整備
  - (3) 育児・介護等の基盤整備
    - 4-(3)-① 育児等の基盤整備
    - 4-(3)-② 介護の基盤整備
- 5 推進体制の整備・強化
  - (1) 多様な主体との協働
  - (2) 男女別統計の促進
  - (3) 進行管理

## 6 令和元年度 主要事業

### I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー
(4)	女性トップマネジメント養成セミナー
(5)	市町村男女共同参画施策推進者会議・研修
(6)	DV相談員能力向上研修

#### (1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進し、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶ。

・年1回開催 11日間（6月～9月） 定員 30人

#### (2) 女性管理職育成セミナー

管理職を目指す女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施する。

・年2回開催 各3日間程度（7月～9月、2月） 定員 30人

第1回：リーダーの心構えを学び、ロジカルシンキングやコーチングなどの必要なスキルを身につける。

第2回：管理職に求められる役割とスキル、業務や部下のマネジメントの基礎について、実践的に学ぶ。

#### (3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性の活躍推進をはばむ「無意識の遠慮」、「過度な配慮」をせず、個人の資質や実情に合わせたマネジメントのあり方を学び、実務に活かせるセミナーを実施する。

・年2回開催 （9～10月、1～3月） 定員 30人

#### (4) 女性トップマネジメント養成セミナー

横浜市と連携し、県内企業の部長級（場合により課長級を含む）の女性を対象に経営に関する知識や技術、リーダーシップの向上を目的とした研修を実施し、研修参加者間のネットワークの構築を図るとともに、企業の中核を担う女性の育成を支援する。

・年1回開催 （9～2月） 定員 30人

(5) 市町村男女共同参画施策推進者会議・研修

かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報や悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。

あわせて、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開を推進する。

(6) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的に実施する。

## II 調査研究

### (1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。

・期間 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月

### (2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義・独自性の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行う。

### (3) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析

男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進するよう、常時使用する従業員数 300 人以上の事業所ごとに進捗状況を届け出られたものを集計、分析する。

・届出時期 10 月 1 日を基準日として、11 月 30 日までに提出する。

### (4) 社会参画状況調査

かなテラスで実施する、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。

・基準日 令和元年 12 月 1 日

### III 情報発信・意識啓発

#### 1 情報発信

(1)	男女共同参画社会推進情報発信事業
(2)	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」発信事業
(3)	資料・交流コーナーの運営
(4)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

##### (1) 男女共同参画社会推進情報発信事業

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組みの一環として、様々な分野で積極的に活動している女性人材等の情報、団体・グループ情報の提供や当センターの講座案内などをホームページにより情報提供を行う。

###### ○ 「かながわ男女共同参画支援サイト」の運営

###### ・かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイトの運営。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載する。

###### ・女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイトの運営。本県や国などの人材データベース等を掲載する。

###### ・男女共同参画関係団体・グループ情報システム（M s N e t : ミズネット）

N P O 等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行う。

登録件数 140件（平成31年3月31日現在）

###### ○ 「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」による各種統計データの発信

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義・独自性の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行う。

###### ○ ホームページによる情報発信

施設案内、イベント・講座案内、刊行物等の情報提供を行う。

###### ○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを隨時発行し、登録者が必要とする情報を迅速に配信する。

登録者数 518人（平成31年3月31日現在）

###### ○ twitterによる情報発信

フォロワー数 1,596人（平成31年3月31日現在）

- (2) かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」発信事業  
男女共同参画についての情報やかながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。
- (3) 資料・交流コーナーの運営  
男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行う。
  - ・図書等 9,621点（図書 9,462冊、雑誌 159タイトル）（平成31年3月31日現在）
  - ・貸出サービスの実施
  - ・インターネットを利用した蔵書検索サービスの提供
  - ・ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信（資料・交流コーナー利用案内）
  - ・セミナー事業と連携した関連図書の展示
- (4) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架  
かなテラスが主催する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信する。
  - ・資料・交流コーナーへの配架資料件数 36 件（平成 31 年 3 月 31 日現在）
  - ・ホームページでの公開件数 15 件（平成 31 年 3 月 31 日現在）

## 2 意識啓発

		女性	男性	若者	企業
(1)	女性の活躍応援団支援事業		○		○
(2)	男性の家事育児参画促進事業		○		○
(3)	中高生のための3大気づき講座			○	
(4)	男女共同参画推進市町村連携事業	○	○		
(5)	男女共同参画フォーラム	○	○		
(6)	市民活動団体自主企画事業	○	○		
(7)	教職員・市町村職員向け研修用教材の提供	○	○		

### (1) 女性の活躍応援団支援事業

女性が活躍する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い大企業等の男性トップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、啓発講座やシンポジウムなどを実施する。

#### ○ ムーブメント拡大全体会議・シンポジウム（仮称）

女性の活躍を応援する機運を高め、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、企業等における女性の活躍に向けた取組みや課題、今後の方向性などについて考え、さらなる社会的ムーブメントの拡大を図る全体会議・シンポジウムを実施する。

・年1回開催 1日

#### ○ 応援団啓発講座

企業や県民を対象とした市町村や経済団体等が主催する講演会等に、応援団員企業等から講師を派遣し、取組事例発表等を行い、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大を図る。

・年20回程度

#### ○ 女性の活躍応援サポーターの募集

男性トップが自動的に応援団に参加ができる「かながわ女性の活躍応援サポーター」の募集を行う。男性トップ自らが組織内で取り組むとともに、男性の意識改革などを働きかけ、女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大につなげる。

・随時募集

#### ○ 女性の活躍応援サポーターと学生とのコラボ

「かながわ女性の活躍応援サポーター」拡大のため、学生による女性の活躍サポーター企業の取組みの情報発信を行うなど、学生とのコラボ事業を実施する。

○ 女性の活躍応援サポーター向けセミナー&交流会

社内における女性の活躍推進及び女性活躍の社会的ムーブメント拡大への取組推進を図るため、かながわ女性の活躍応援サポーター企業等に対し、女性活躍に関する講演や交流会を実施する。

○ 女性の活躍応援団冊子の作成

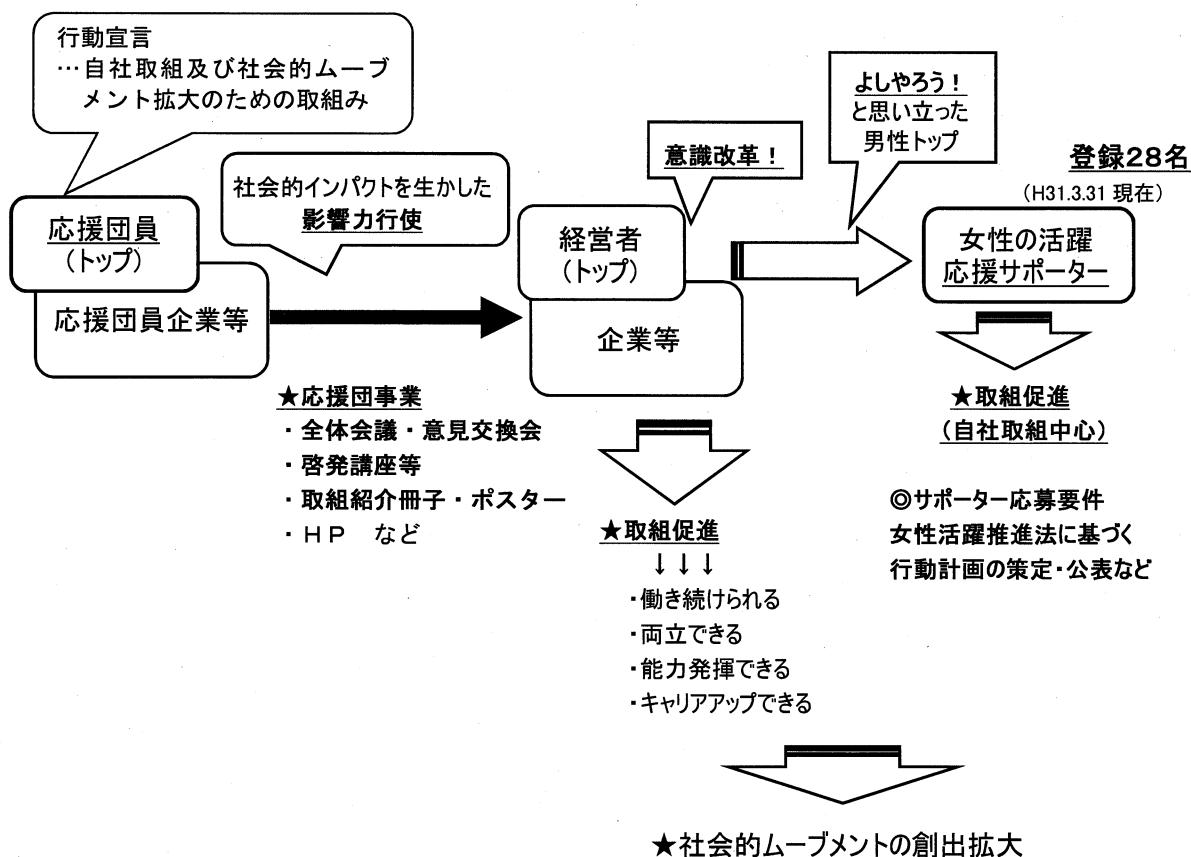
女性活躍推進の社会的ムーブメントを拡大するため、企業を対象とした冊子を作成する。

○ 男性の家事育児参画促進事業

「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、N P O、行政等が参加するコンソーシアムをつくり、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するための取組みを進める。

- ・コンソーシアム定例会、一般向けイベント等の開催 年3回程度

[応援団事業のスキーム]



## (2) 男性の家事育児参画促進事業（再掲）

「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムをつくり、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するための取組みを進める。

- ・コンソーシアム定例会、一般向けイベント等の開催 年3回程度

## (3) 中高生のための3大気づき講座

男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層（中学生、高校生）向け意識啓発事業として、中学生、高校生に身近なテーマ（メディア、人間関係、進路）を通して、考えるヒントや気づきが得られる3つの出前講座を実施する。

### ○ 男女共同参画・メディアリテラシー講座

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図る。

- ・年4回程度

### ○ デートDV防止啓発講座

デートDV防止のための啓発活動として、NPOや大学等との連携を図り、デートDV防止啓発講座を実施する。

- ・回数 年4～6回程度
- ・対象 中学生、高校生、大学生等

### ○ かながわりケジョ・エンカレッジプログラム

女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供する。講師は「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等とNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから派遣し、講座の対象には男子生徒も含む。

- ・年7回程度

## (4) 男女共同参画推進市町村連携事業

地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。

- ・市町村の計画に基づき、連携して実施

## (5) 男女共同参画フォーラム ※市町村連携事業と併せて実施

男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。

- ・年1回開催 1日

(6) 市民活動団体自主企画事業（共催・後援事業）

様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているN P O等の主体性を尊重しながら、N P O等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援する。

・ 随時

(7) 教職員・市町村職員向け研修用教材の提供

教職員・市町村職員等が男女共同参画についての理解を深め、業務に資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。

- ・ テーマ ア 男女共同参画
- イ 職場における男女共同参画
- ウ 異性への暴力防止
- ・ 対象 高等学校の教職員・市町村職員等

## IV DV相談

### 1 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的または心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援する。

##### [相談事業]

配偶者暴力相談支援センターの根幹事業として、各種の相談事業を実施する。

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫等に悩む方のため、職員等が対応する相談と弁護士等の専門家が対応する相談との連携による相談を実施する。

- 女性のためのDV相談窓口として、女性相談員による相談、「女性への暴力相談 週末ホットライン」、「多言語による相談」（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語）を実施する。
- 必要に応じて、弁護士による「法律相談」、精神科医による「精神保健相談」及び心理カウンセラーによる「メンタルケア」を行う。
- グループカウンセリングを通してDV被害者のダメージの軽減・回復を図るとともに、将来的に自主的な自助グループ活動を行うことができるよう立ち上げを支援する。
- 男性のためのDV相談については、県配偶者暴力相談支援センターにおいて、「被害者の方の相談」、「DVに悩む方の相談」を実施する。

#### (2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施する。

- ・回数 年4回
- ・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

#### (3) DV相談員能力向上研修（再掲）

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的に実施する。

#### (4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を目的に連絡会を開催する。

- ・回数 年3回
- ・構成機関 国・県・市21機関

## 2 DV防止の啓発

### (1) DV防止啓発講座

#### ① 女性向け講座

身近に起こりうるDVについて、わかりやすく説明し、DVの予防について普及啓発をする「DV気づき講座」を開催する。

・回数 年4回

#### ② 男性向け講座

暴力の防止に関するテーマをもとに、男性向けに加害や被害を予防するためのセミナーを実施する。

・回数 年1回

### (2) デートDV防止啓発講座（再掲）

デートDV防止のための啓発活動として、NPOや大学等との連携を図り、デートDV防止啓発講座を実施する。

・回数 年4～6回程度

・対象 中学生、高校生、大学生等

### (3) 啓発冊子の発行

DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成するとともに、外国籍県民向けDV防止啓発リーフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」を8言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語）により作成し、それぞれ県内市町村、警察署等に配布する。

高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）予防啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内高等学校等に配布する。

また、DV被害者の発生を未然に防ぐため、DV加害行為に至る前に気付きを促すといった視点から、DV発生抑制・DV発生予防に向けた啓発冊子を作成し、配布する。

## V かながわ男女共同参画センターの運営

### ○ 男女共同参画支援室（会議室）等の運営

男女共同参画活動に資する団体に活動場所を提供するため、男女共同参画支援室（会議室）を貸し出すとともに、必要に応じて託児サービスの提供を行う。

## 7 平成 30 年度 主要事業及び事業実施状況

### I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー
(4)	市町村男女共同参画施策推進者会議・研修
(5)	DV相談員能力向上研修

#### (1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進し、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶ。

・年1回 10日間（6～9月）

・定員 30人

・テーマ 『女性の参画（決める、行動する）が社会を変える－社会を変える政策の企画・立案・発信手法を学ぶ－』

回	開催日	内 容	講 師
1	6月9日 (土)	女性の参画が社会を変える－21世紀型社会をめざして－	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 植島 洋美氏
		コミュニケーション・表現力 －自己紹介を通じて自分を表現してみよう－	株式会社テレビ朝日アスク 講師 山口 容子氏
2	6月16日 (土)	“～だから” “無理” という前提を疑おう－活躍する場を見つけた女性の事例分析から考える私の戦略－	聖心女子大学 人間関係学科 教授 大槻 奈巳氏
		実践者に聞く！－自分らしく生きるための地域活動に向けて－	認定NPO法人藤沢市民活動推進機構 事務局長 手塚 明美氏 (ゲスト講師) NPO法人湘南DVサポートセンター 理事長 濑田 信之氏 NPO法人くらし環境ネットワーク 理事長 堀 千鶴氏
3	6月23日 (土)	交渉と合意形成を科学する－思惑のズレを生産的な活動へと転換するヒント－	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 教授 松浦 正浩氏
4	6月30日 (土)	システム思考入門－問題構造を見抜くつながり思考を身につける－	有限会社イーズ 中小路 佳代子氏

回	開催日	内 容	講 師
5	7月 7 日 (土)	ディベート(議論する)力ー論理的に考え、正しく伝え、実りある議論をするためにー	日本ディベート協会 副会長 瀬能 和彦氏
6	7月 21 日 (土)	あなたの中のリーダーシップを発掘しようー思い込みを解消し自分らしいリーダーのスタイルを見つけるー	昭和女子大学 人間社会学部 准教授 本多ハワード素子氏
7	7月 28 日 (土)	男女共同参画社会をつくる力ーみんなの力を引き出す、活かす方法ー	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏
8	8月 25 日 (土)	政策提案の設計図を描くー魅力ある提案に必要な要素とはー	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 桃島 洋美氏
9	9月 8 日 (土)	共生と参加の地域社会を考えるー少子高齢時代の新発想ー	中央大学 法学部 教授 宮本 太郎氏
10	9月 15 日 (土)	声と言葉による発信力を高めるープレゼンテーション“私の次の一步”ー	株式会社テレビ朝日アスク 講師 山口 容子氏
参加者		47 人	

## (2) 女性管理職育成セミナー

管理職を目指す女性を対象に、会社に必要な人材とは何かを考え、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学び、個人の資質向上を支援するセミナーを実施した。

・年2回 各3~6日間 定員 30人

### <第1回>

開 催 日	テ ー マ (内容)	講 師	参加者(人)
7月 18 日(水)	女性リーダーの時代	キャリアコンサルタント 川楠 裕子氏 小嶋 ゆみ氏 森安 みわ氏	36
7月 25 日(水)	自分らしいリーダー像		
8月 1 日(水)	リーダーのスキルを学ぶ①~コーチング		
8月 8 日(水)	リーダーのスキルを学ぶ②~セルフマネジメント		
8月 22 日(水)	リーダーのスキルを学ぶ③~ロジカルシンキング		
8月 29 日(水)	セルフブランディングで、魅力あるリーダーになる		

<第2回>

開催日	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
2月23日(土)	管理者の役割とスキル	鎌倉人材育成ラボ 代表 柳生 幸枝氏	30
3月2日(土)	業務のマネジメント		
3月9日(土)	部下のマネジメント		

(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性の活躍推進をはばむ「無意識の遠慮」や「過度な配慮」をせず、個人の資質や実情に合わせたマネジメントのあり方を学び、実務に活かせるセミナーを実施した。

・年2回 定員 30~36人

開催日	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
9月19日(水)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	キャリアコンサルタント 川楠 裕子氏	35

開催日	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
2月1日(金)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	株式会社キャリアネット ワーク常務取締役/ 人材開発コンサルタント・ キャリアアドバイザー 清家 三佳子氏	32

(4) 市町村男女共同参画施策推進者会議・研修

かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報や悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。

・年1回開催 1日(6月)

開催日	研修テーマ(内容)	講師	参加者(人)
6月27日(水)	地域における男女共同参画 ～よりよい施策を進めるために～	立教大学大学院 21世紀デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏	28

(5) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的に実施した。

## II 調査研究

### (1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができ、女性を取り巻く課題解決につながる調査・研究を行った。

- ・調査研究報告書「『リケジョ・エンカレッジプログラム』の効果及び今後の進化発展について—理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労の女性割合の増加に向けたプログラムの意義と今後—」平成31年3月発行

### (2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、社会的意義・独自性の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データを取りまとめ、かなテラスホームページで公表した。

### (3) 男女共同参画推進条例に基づく届出事業

男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進するよう、常時使用する従業員数300人以上の事業所ごとに進捗状況を届け出られたものを集計、分析した。

- ・平成30年度届出数 605事業所

### (4) 社会参画状況調査

かなテラスで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果把握のため社会参画状況の調査を行った。

- ・基準日 平成30年12月1日
- ・平成9年度から平成30年度まで(22回)の受講者累計は延べ749人であり、過去受講者を対象とした、社会参画状況調査(平成13年度から平成30年度まで13回実施)によると、委員・議員等に就任経験のあると回答した受講者は、市町議会議員17人、国、県、市町村の審議会・協議会委員等84人(うち議員と委員両方の経験者6人)、合計95人となっている(過去調査からの累計)。

### III 情報発信・意識啓発

#### 1 情報発信

(1)	男女共同参画社会推進情報発信事業
(2)	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」発信事業
(3)	資料・交流コーナーの運営
(4)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

##### (1) 男女共同参画社会推進情報発信事業

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組みの一環として、様々な分野で積極的に活動している女性人材等の情報、団体・グループ情報の提供や当センターのイベント・講座案内などをホームページにより情報提供を行った。

###### ○ 「かながわ男女共同参画支援サイト」の運営

###### ・かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイトの運営。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載した。

###### ・女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイトの運営。本県や国などの人材データベース等を掲載した。

###### ・男女共同参画関係団体・グループ情報システム（M s N e t : ミズネット）

N P O 等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行った。

登録件数 140件（平成31年3月31日現在）

###### ○ 「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」による各種統計データの発信

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義・独自性の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行った。

###### ○ ホームページによる情報発信

施設案内、イベント・講座案内、刊行物等の情報提供を行った。

###### ○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを隨時発行し、登録者が必要とする情報を迅速に配信した。

登録者数 518人（平成31年3月31日現在）

###### ○ twitterによる情報発信

フォロワー数 1,596人（平成31年3月31日現在）

(2) かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」発信事業  
男女共同参画についての情報とかながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信した。

(3) 資料・交流コーナーの運営

男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行った。

- ・ 図書等 9,621点（図書 9,462冊、雑誌 159タイトル）（平成31年3月31日現在）
- ・ 利用状況 入館者数 187人 貸出冊数 42冊（平成31年3月31日現在）
- ・ 貸出サービスの実施
- ・ インターネットを利用した蔵書検索サービスの提供
- ・ ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信（資料・交流コーナー利用案内）
- ・ セミナー事業と連携した関連図書の展示

(4) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

かなテラスが主催・共催・後援等を行う講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信した。

- ・ 資料・交流コーナーへの配架資料件数 36件（平成31年3月31日現在）
- ・ ホームページでの公開件数 15件（平成31年3月31日現在）

○資料・交流コーナー利用状況の推移

年 度	入館者(閲覧者)			貸出(冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内)						
				登録者		貸出者				
	人 数	性 別		人 数	性 別		人 数	性 別		
		女	男		女	男		女	男	
27	524	416	108	20	18	2	57	51	6	109
28	411	278	133	20	19	1	47	43	4	77
29	297	216	81	19	19	0	52	49	3	87
30	187	132	55	12	11	1	27	26	1	42
計	1,419	1,042	377	71	67	4	183	169	14	315

(注1) 平成27年4月1日かながわ男女共同参画センター資料・交流コーナー開所

(注2) 平成27年度より司書不在のため参考相談サービスは行っていない

<参考>図書館利用状況の推移

(平成11年度以降)

年 度	入館者(閲覧者)			貸出(冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内)						複 写 (1枚10円)	参考相談 レフランス		
				登 錄 者		貸 出 者							
	人 数	性 別		人 数	性 別		人 数	性 別					
		女	男		女	男		女	男	冊数			
11	10,441	6,482	3,959	339	268	71	3,310	2,606	704	8,708	332	1,686	822
12	9,877	6,073	3,804	278	209	69	3,288	2,298	990	8,456	279	958	799
13	11,598	6,211	5,387	243	169	74	3,136	2,151	985	8,167	388	3,017	763
14	10,960	5,919	5,041	276	205	71	3,089	2,180	909	7,732	506	3,490	944
15	10,553	5,999	4,554	248	182	66	3,020	2,191	829	8,268	464	4,374	1,000
16	10,075	5,451	4,624	211	157	54	2,461	1,713	748	6,267	370	2,922	948
17	10,237	5,407	4,830	255	194	61	2,214	1,508	706	6,268	318	2,999	535
18	10,617	5,658	4,959	244	195	49	2,289	1,596	693	6,559	284	1,617	595
19	10,802	5,786	5,016	195	144	51	1,981	1,355	626	5,713	197	1,246	910
20	8,959	4,727	4,232	192	150	42	1,809	1,290	519	5,857	183	1,278	580
21	9,592	5,201	4,391	206	165	41	1,770	1,322	448	5,890	180	3,696	824
22	9,781	5,191	4,590	183	147	36	1,697	1,309	388	5,141	128	1,475	522
23	10,401	5,357	5,044	183	133	50	1,563	1,032	531	5,037	121	1,022	576
24	12,429	6,459	5,970	160	127	33	1,320	848	472	4,031	125	1,403	636
25	9,871	4,683	5,188	137	107	30	1,244	914	330	3,640	107	961	487
26	4,096	1,630	2,466	40	34	6	559	421	138	1,686	/	/	327
計	160,289	86,234	74,055	3,390	2,586	804	34,750	24,734	10,016	97,420	3,982	32,144	11,268

(注1) 平成12年度は図書館情報システム移行のため1か月休館

(注2) 平成13年度より複写料を1枚30円から10円に変更

(注3) 平成15年8月より貸出冊数を5冊から10冊に変更

(注4) 平成25年度は図書館情報システム更新のため1週間休館

(注5) 平成26年4月より図書館での複写サービス終了(コピー機のリース期間終了のため)

(注6) 平成26年10月は(最終)蔵書点検のため1か月休館

(注7) 平成26年11月・12月は図書館別室として食堂跡を閲覧室として開放

(注8) 平成26年12月27日図書館閉館

## 2 意識啓発

		女性	男性	若者	企業
(1)	女性の活躍応援団支援事業		○		○
(2)	リケジョ（理工系女子）促進事業（かながわ リケジョ・エンカレッジプログラム）	○		○	
(3)	メディアリテラシー講座（中高生向け）			○	
(4)	男女共同参画推進市町村連携事業	○	○		
(5)	男女共同参画フォーラム	○	○		
(6)	市民活動団体等自主企画事業	○	○		
(7)	教職員・市町村職員向け研修用教材の提供	○	○		

### (1) 女性の活躍応援団支援事業

性別に関係なく働き続けキャリアアップを図れるなど、女性が個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、社会全体で女性の活躍を応援する機運を高めていくため、知事を団長とし、女性の活躍を推進する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い企業等の男性トップ 20 名による「かながわ女性の活躍応援団」は、県内企業のトップの約 9 割が男性という現状から、男性トップの意識改革が重要であり、男性トップから男性トップへの働きかけが効果的であると考え、メンバーはあえて男性としている。

応援団員自らが参加する全体会議（ムーブメント拡大ミーティング）やシンポジウムの開催をはじめ、啓発講座への講師派遣、取組紹介冊子やWEB サイトでの情報提供、女性の活躍応援サポーターの登録募集などを行い、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大を目指し取り組んだ。

#### ○ ムーブメント拡大ミーティングの開催

- ・開催日：平成 30 年 11 月 21 日（水）
- ・場所：ロイヤルホール横浜 2 階 シャンボール
- ・出席者：知事及び応援団員計 12 名、アドバイザー  
(オブザーバー：かながわ女性の活躍応援サポーター 12 名)  
一般参加 13 名
- ・内容：女性の活躍を応援する行動宣言バージョンアップ版の発表、岩田アドバイザーによる講評、知事まとめ、写真撮影。終了後、懇親会を開催。

<かながわ女性の活躍応援団の構成>

【結成時（平成27年11月）団員】

企業名	氏名	役職
株式会社アイネット	坂井 満	代表取締役社長 H30. 6. 22 池田 典義氏から交代
京浜急行電鉄株式会社	原田 一之	取締役社長
株式会社資生堂	魚谷 雅彦	代表取締役 執行役員社長兼 CEO
株式会社高島屋	木本 茂	代表取締役社長
株式会社ツクイ	津久井 宏	代表取締役社長
日揮株式会社	佐藤 雅之	代表取締役会長 CEO H29. 6. 29 川名 浩一氏から交代
日産自動車株式会社	カルロス ゴーン	取締役会長
株式会社ファンケル	島田 和幸	代表取締役 社長執行役員 CEO H29. 4. 1 宮島 和美氏から交代
富士通株式会社	田中 達也	代表取締役社長
株式会社横浜銀行	大矢 恭好	代表取締役頭取 H30. 6. 19 川村 健一氏から交代 H28. 6. 29 寺澤 辰麿氏から交代
神奈川県	黒岩 祐治	知事 <団長>

【平成28年度の新たな団員】

企業等名	氏名	役職
アサヒビール株式会社	平野 伸一	代表取締役社長
アツギ株式会社	工藤 洋志	代表取締役社長 社長執行役員
キリンビール株式会社	布施 孝之	代表取締役社長
JFE スチール株式会社	柿木 厚司	代表取締役社長
第一生命保険株式会社	稻垣 精二	代表取締役社長 H29. 4. 1 渡邊 光一郎氏から交代
飛島建設株式会社	伊藤 寛治	代表取締役会長
日本発条株式会社	茅本 隆司	代表取締役社長 H29. 4. 1 玉村 和己氏から交代
富士フィルムホールディングス株式会社	助野 健児	代表取締役社長・COO
富士屋ホテル株式会社	勝俣 伸	代表取締役社長
国立大学法人横浜国立大学	長谷部 勇一	学長

<アドバイザー>

公益財団法人 21世紀職業財団	岩田 喜美枝	会長
-----------------	--------	----

○ 啓発講座・シンポジウムの開催

企業や県民を対象とした市町村や経済団体等が主催する講演会等に、応援団員企業等から講師を派遣し、取組事例発表等を行い、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大を図った。

実施日	実施	講演会等の名称	講師派遣企業	講師	内容	参加者(人)
6月8日 (金)	第一生命保険㈱	女性活躍推進セミナー	第一生命保険㈱	執行役員 渡邊寿美恵氏	講演	115
6月13日 (水)	追浜高等学校	かながわリケジョ・エンカレッジプログラム	日本発条㈱	野田香織氏	講演	546
			JNWES ※	(株)アットシステム 代表取締役 佐宗美智代氏		
6月15日 (金)	市ヶ尾高等学校	かながわリケジョ・エンカレッジプログラム	神奈川県	環境農政局環境部 大気水質課 森田菜津美氏	講演	20
			JNWES ※	NPO 法人女性技術士の会理事長、㈱栄設計 木村了氏		
6月21日 (木)	自動車整備工場(大型) 経営者の会	男性トップの意識改革から女性活躍推進の「社会的 ムーブメント」創出へ	神奈川県	かなテラス 参画推進課長 杉本ひろみ	講演	10
7月5日 (木)	藤沢商工会議所	多様性が生み出すイノベーション・新しい飲料文化の創造を目指して	キリンビール㈱	キリン㈱ 人事総務部多様性推進室長 岩間勇氣氏	講演	21
7月17日 (火)	厚木東高等学校	かながわリケジョ・エンカレッジプログラム	アツギ㈱	浅田季実子氏	講演	271
			JNWES ※	(株) 山下設計 廣瀬由紀氏		
10月4日 (木)	鶴嶺高等学校	かながわリケジョ・エンカレッジプログラム	富士フィルムホールディングス㈱	富士フィルム㈱ 大内彩氏	講演	372
			JNWES ※	日本精工(株) 花谷尚子氏		
10月28日 (日)	研究イノベーション学会	女性エンジニア活用分科会	神奈川県	かなテラス所長 山本長史 主事 元屋地恭子	講演 パネルディスカッション	26
10月30日 (火)	横須賀学院高等学校	かながわリケジョ・エンカレッジプログラム	飛島建設㈱	川村柚稀氏	講演	49
			JNWES ※	キユーピー(株) 綿貫智香氏		
11月1日 (木)	県歯科医師会	男女共同参画講習会	神奈川県	かなテラス 所長 山本長史	講演	64

実施日	実施	講演会等の名称	講師派遣企業	講師	内容	参加者(人)
11月22日 (木)	中小企業家同友会	中小企業家同友会経営 カンファレンス	神奈川県	かなテラス所長 山本長史	趣旨 説明	233
			(株)アイネット	社外取締役 竹之内幸子氏	講演	
12月14日 (金)	内閣府	女性役員育成研修 (30年9月～31年2月 全6回)	(株)ファンケル	取締役執行役員 佐藤由奈氏	講演	32
1月8日 (火)	横浜国立 大学	ライフキャリアを考える	神奈川県	県土整備局都市部環境共生 都市課 吉田佳代氏	講演	38
1月24日 (木)	綾瀬市	働く女性のためのキャ リアアップセミナー	(株)資生堂	資生堂ジャパン(株) 河村暁子氏	講演	25
2月28日 (木)	平塚市立 浜岳中学校	かながわリケジョ・ エンカレッジプログラム	富士通(株)	富森苑子氏	講演	245
			JNWES ※	東京大学 谷内出友美氏		
3月15日 (金)	相模原商 工会議所	女性活躍の取組みにつ いて	(株)T&S	代表取締役 坂巻健一郎氏	講演	8
啓発講座等 計 16回						2,075

※JNWES…特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク

○ 「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等担当者交流会の開催

女性活躍推進等の取組内容や課題等についての意見交換や個別行動宣言の作成等について情報共有を図るとともに、応援団員企業等担当者様のネットワーク作りを目的として実施した。

- ・開催日：平成30年6月22日（金）
- ・場所：第一生命保険神奈川営業局会議室
- ・出席者：団員企業等担当者 25人

○ 女性の活躍応援サポーターの募集

男性トップ自らが組織内で女性活躍推進に取り組むとともに、男性の意識改革などを働きかけ、女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大につなげるため、男性トップが自主的に応援団に参加ができる「かながわ女性の活躍応援サポーター」の募集を行った。

＜女性の活躍応援サポーター登録状況＞

28人（平成31年3月31日現在）

○ 女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー&交流会

社内における女性の活躍推進及び女性活躍の社会的ムーブメント拡大への取組推進を図るために、かながわ女性の活躍応援サポーター企業等に対し、女性活躍に関する講演や交流会を実施した。

会場 ロイヤルホール横浜3階 セレナーデ

開催日	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
2月28日(木)	応援団アドバイザーからのメッセージ	神奈川県男女共同参画審議会 会長 岩田 喜美枝氏	41
	「ダイバーシティ・マネジメントの壁となるアンコンシャス・バイアスを知る」	(株) Woomax 代表取締役 (株) アイネット社外取締役 竹之内 幸子氏	

○ 女性の活躍応援団冊子の作成

企業経営者(主に中小企業)が女性活躍を推進していく上での課題(具体的に何について、どのように取り組んでいけばよいかわからない等)を解決するために、かながわ女性の活躍応援センター企業等で行われている事例をQ&A形式でまとめた冊子を作成した。

- ・名 称 「女性の活躍推進が企業成長のカギ 引き出そうかながわの女性力」
- ・作成時期 平成31年1月
- ・規 格 A4判24頁4色刷り
- ・作成部数 9,500部
- ・配 布 先 県内企業、県内の市町村男女共同参画主管課・男女共同参画センター等

○ かながわ女性の活躍応援団紹介ホームページの作成・更新

かながわ女性の活躍応援団の団員企業等、かながわ女性の活躍応援センター企業等の特色ある取組みや「行動宣言」を紹介する特設ホームページを作成・更新した。

- ・公開時期 平成27年12月18日より順次
- ・内容：かながわ女性の活躍応援団の概要、応援団行動宣言(全体、個別)、アドバイザーからのメッセージ、かながわ女性の活躍応援センターの募集・紹介、応援団が薦める女性活躍のためのヒント集等

○ かながわ女性の活躍応援センター募集リーフレットの作成

応援センターの拡大を図るため、応援センター登録のインセンティブ強化、登録手続き簡易化を明記した内容のリーフレットを作成した。

- ・作成時期 平成31年3月
- ・規 格 A3判2頁4色刷り
- ・作成部数 15,000部
- ・配 布 先 県内企業、県内の市町村男女共同参画主管課・男女共同参画センター等

○ 男性の家事育児参画促進

男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するために、企業やNPO等と協働するためのコンソーシアムを立ち上げた。

・コンソーシアム キックオフイベント

開催日	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
3月20日(水)	<p>【第1部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演「男性×家事育児×オープンイノベーションが生み出す新市場」</li> <li>・先進事例の紹介</li> </ul> <p>【第2部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換会</li> </ul>	全体進行：滝村雅晴氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン/パパ料理研究家/(株)ビストロパパ代表取締役） 基調講演講師：水越康介氏（首都大学東京経済経営学部准教授） 先進事例の紹介：クックパッド（株）、（株）ワンスレッド	44

(2) リケジョ（理工系女子）促進事業（かながわリケジョ・エンカレッジプログラム）

県内女子中学生、高校生の理系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するため、県内の中学校、高等学校等において、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、女性技術者・研究者を講師として派遣する出前講座を実施した。

開催日	会場	講師	参加者(人)
6月13日(水)	追浜高等学校	日本発条（株）ばね生産本部評価・実験試作グループ 野田香織氏 (株)アットシステム 代表取締役 佐宗美智代氏	546
6月15日(金)	市ヶ尾高等学校	神奈川県環境農政局環境部大気水質課 森田菜津美氏 NPO法人日本女性技術者科学者ネットワーク理事長 (株)栄設計 木村了氏	20
7月17日(火)	厚木東高等学校	アツギ(株)経理部財務グループ グループリーダー 浅田季実子氏 (株)山下設計 情報管理部 副部長 廣瀬由紀氏	271
10月4日(木)	鶴嶺高等学校	富士フィルム(株)R&D統括本部医薬品・ヘルスケア研究所 大内彩氏 日本精工(株)自動車事業本部自動車技術総合開発センター 花谷尚子氏	372

開催日	会場	講師	参加者(人)
10月30日(火)	横須賀学院高等学校	飛島建設(株)土木事業本部土木技術部地下空間グループ 川村柚稀氏	49
		キユーピー(株)研究開発本部グループR&D推進部研究企画チーム チームリーダー 綿貫智香氏	
2月28日(木)	平塚市立浜岳中学校	富士通(株)デジタルソリューション事業本部 イノベーションソリューション事業部デジタルアプライケーションビジネス部 富森苑子氏	245
		東京大学定量生命科学研究所 講師 谷内出友美氏	

※かながわ女性の活躍応援団啓発講座と併せて開催

※参加者には男子生徒も含む

### (3) メディアリテラシー講座(中高生向け)

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図る講座を実施した。

開催日	会場	講師	参加者(人)
5月18日(金)	秦野市立南が丘中学校	フェリス女学院大学文学部 教授 諸橋 泰樹氏	331
9月14日(金)	小田原市立国府津中学校	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	299
10月24日(水)	県立平塚商業高等学校定時制	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	30
11月21日(水)	桐光学園中学校	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	377
1月10日(木)	県立平塚ろう学校	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	32
1月25日(金)	県立藤沢工科高等学校	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	215

(4) 男女共同参画推進市町村連携事業

地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図った。

- ・市町村の計画に基づき連携して実施（6月～3月）

※ 市町村連携事業 22事業

（うち2事業については、2市町の連携による事業実施（＊）。4事業については、NPO等との協働による事業実施（＊＊））

開催日・主催	テーマ（内容）	講 師	参加者(人)
6月 23日(土) 座間市	第16回あくしゅフォーラム講演会「もっと自分を好きになるために～女性も男性もかがやく社会～」	ノンフィクションライター 北村 年子 氏	182
7月 24日(火) 伊勢原市	親子で学ぶ護身術講座	WEN-D0 インストラクター 橋本 明子 氏	14
7月 25日(水) 茅ヶ崎市	女性のための護身術講座～あなたは自分の身を守れますか？	WEN-D0 インストラクター 橋本 明子 氏	21
8月 23日(木) 葉山町	女性のための護身術	WEN-D0 インストラクター 橋本 明子 氏	6
9月 19日(水) 中井町	講演会「卒婚 夫婦の良い距離の取り方」～お互いに縛らず、支え合う関係～	中央大学法学部教授 広岡 守穂 氏	44
10月 20日、27日(土) 厚木市・秦野市 *	女性happyビジネススキルアップ講座	日本エニアグラム学会 専任講師 吉岡 和世 氏 NPO 法人国際ファシリテーション協会 専務理事 椿 景子 氏	40
10月 20日、27日、11月 17日(土) 平塚市	パパ・ママ応援講座「気張らない子育て～自分らしい家族づくりのヒント」	つなぐカンパニー 白土 栄子 氏	14
11月 2日(金) 湯河原町・真鶴町 *	講演会「報道写真家が見た世界の女性たち～一枚の写真に込める思い～」	フォトジャーナリスト 林 典子 氏	59

開催日・主催	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
11月25日(日) 開成町**	気軽に地域デビュー～地域参加のコツってなあに?地域参加して防災について考えよう～	特定非営利活動法人 日本ファシリテーション協会会員 大西 素子 氏 防災について勉強する会「たんぽぽ」	27
11月29日(木) 小田原市**	イライラで後悔しないアンガーマネジメント講座～怒りを力に変える小さなコツ～	オフィス AKIYAMA 代表 秋山 札子 氏	27
12月1日(土) 大磯町	講座「人生100年時代の“私”戦略～資産運用と自分運用で自分らしく生きる～」	湘南・茅ヶ崎の家計コーチ 代表 秋山 友美 氏	24
12月7日(金) 横須賀市	講演会「～『サンデーモーニング』コメンテーター大崎さんに学ぶ～男女共同参画型の防災で、あなたの明日を守る方法」	ジェンダー専門家 大崎 麻子 氏	119
1月19日(土) 寒川町	講演会「カジダン・イクメンのすすめ～できることからはじめよう～」	よしもと山梨住みます芸人 いしいそうたろう 氏	30
2月2日(土) 海老名市	講演会「生きることは感動すること～お話と歌と朗読劇で心のストレッチ～」	声優 佐久間 レイ 氏	180
2月2日(土) 三浦市	三浦100人男女会～地元の未来を大いに語ろう！～	立教大学大学院教授 萩原 なつ子 氏	33
2月6日(水) 箱根町	イクボスが箱根を変える～個人も企業も成長させる極意～	NPO法人ファザーリング ・ジャパン代表理事 安藤 哲也 氏	69
2月9日(土) 大井町	仕事、結婚、出産、両立、自律的ライフキャリア講座『みんなありのままに輝いて』	ジャーナリスト 白河 桃子 氏	112
2月9日(土) 横須賀市	パパと子どものクッキング	パパ料理研究家 滝村 雅晴 氏	19
2月11日(月) 二宮町**	男女共同参画フォーラム「私と家族」part2 〈食事編〉	医療通訳 アビー・ニコラス・フリュー 氏	37
2月12日(火) 愛川町**	講演会「多様な性の子どもたち」	特定非営利活動法人 SHIP 理事長 星野 慎二 氏	28
2月18日(月) 松田町	LGBTって?～性の多様性を理解する～	農村伝道神学校教師 平良 愛香 氏	40
3月18日(月) 鎌倉市	ホントに役立つ 女性のための防災セミナー	特定非営利活動法人 かながわ女性会議 理事長 吉田 洋子 氏	12
合 計			1,137

(5) 男女共同参画フォーラム（再掲）

男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演を実施した。（主催：横須賀市）

開催日	講演名・テーマ等	講師	参加者(人)
12月7日(金) 横須賀市	講演会「～『サンデーモーニング』コメンテーター大崎さんに学ぶ～男女共同参画型の防災で、あなたの明日を守る方法」	ジェンダー専門家 大崎 麻子 氏	119

※男女共同参画推進市町村連携事業と併せて開催

(6) 市民活動団体等自主企画事業（共催・後援事業）

様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援した。

開催日	企画テーマ（内容）	団体名	参加者(人)
8月7日(火)	女子高校生のための実験・実習セミナー「サイエンススクール for ガールズ 2018」	日本大学生物資源科学部 男女共同参画推進委員会	80
12月15日(土)	あなたの地域の防災は大丈夫ですか？	特定非営利活動法人かながわ女性会議	35

(7) 教職員・市町村職員向け研修用教材の提供

教職員・市町村職員等が男女共同参画についての理解を深め、業務に資することを目的とした研修に使用できる教材を提供した。

- ・対象 高等学校の教職員・市町村職員等
- ・テーマ ア 男女共同参画 9件
- イ 労働の場における男女共同参画 4件
- ウ 異性への暴力防止 1件

## IV DV相談

### 1 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援

(1)	配偶者暴力相談支援センター（相談事業）
(2)	女性問題研修事業
(3)	DV相談員能力向上研修（再掲）
(4)	女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

#### （1）配偶者暴力相談支援センター（相談事業）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づき「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的または心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援した。

業務内容	内訳	件数
相談・情報提供	DV相談件数	3,680
医学的・心理学的援助	精神保健相談 メンタルケア DV自助グループ立上げ支援	30 29 80
保護命令関係	裁判所への書面提出	4
相談等に関する証明 等	住民基本台帳に係る支援措置 健康保険 年金 児童手当 その他の証明	7 1 1 1 12

【平成 30 年度の相談の実施状況】

配偶者等の異性から暴力を受けている被害者の支援のため、職員が対応する「一般相談」と弁護士等の専門家が対応する「専門相談」との連携による相談を実施した。

○ DV相談窓口

ア 相談者の性別実施状況

区分		DV相談件数	全相談件数(DV、その他)
男性からの相談	電話	439	774
	面接	38	38
	小計	477	812
女性からの相談	電話	2,905	3,887
	面接	298	300
	小計	3,203	4,187
計		3,680	4,999

イ 相談窓口別実施状況

区分	女性相談	男性相談	計
全相談件数	4,290	709	4,999
うちDV相談件数	3,270	410	3,680
男性からのDV相談件数	96	381	477

ウ 相談件数の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備 考
計	4,422 件	4,600 件	4,999 件	108.7% (H30/H29)

○ 女性への暴力相談「週末ホットライン」／多言語による相談

切れ目のない対応を実施するため、かなテラス相談窓口の時間外については「週末ホットライン」を設置するとともに、外国籍県民等のための「多言語による相談」（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語）を設置して、相談に対応した。

○ 相談支援事業

配偶者等からの暴力や経済的な理由などから住居を失った女性等の自立を支援した。

## 平成30年度の相談実施状況

(単位：件数)

区分		女性	男性	計		
電話	D V	2,905	439	3,344	相談員による相談	
	その他	982	335	1,317		
	計	3,887	774	4,661		
面接	相談員の面接	D V	80	29	109	
		その他	2	—	2	
		小計	82	29	111	
	専門相談	法律相談	88	—	88	
		精神保健相談	21	9	30	
		メンタルケア	29	—	29	
		D V自助グループ	80	—	80	
		小計	218	9	227	
計		300	38	338		
合 計		4,187	812	4,999		
【参考】前年同期		(3,935)	(665)	(4,600)		
週末ホットライン		402	2	404		
多言語による相談		733	7	740		
総 計		5,322	821	6,143		

(2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施した。

・回数 年4回

・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

区分	開催月日	講演テーマ及び講師	参加者(人)
第1回	11月22日(木)	「神奈川県警察におけるDVに関する最近の状況について」 講師 神奈川県警本部人身安全対策課職員	72
第2回	12月11日(火)	「DV事案に関わる対応へのマメ知識について」 講師 元神奈川県警察本部職員	64
第3回	1月30日(水)	「パートナーとの関係に悩む相談者の精神状態と支援現場における対応について」 講師 臨床心理士	72
第4回	2月28日(木)	「社会の変化に伴う夫婦関係の変化～カップルセラピーとアサーションの観点から～」 講師 大学教授、臨床心理士	55

(3) DV相談員能力向上研修（再掲）

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的に実施した。

(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアに関する情報交換等を行った。

・回数 年3回

・構成機関 21機関

区分	開催日・会場	内 容	参加機関数 参加人数
第1回	6月4日(月) かながわ男女共同参画センター	(1) 情報交換 (2) その他	21機関 27人
第2回	11月9日(金) かながわ男女共同参画センター	(1) 事例検討(部会) (2) その他	12機関 19人
第3回	2月28日(木) かながわ男女共同参画センター	(1) 情報交換	17機関 18人
		(2) 講演会 「社会の変化に伴う夫婦関係の変化～カップルセラピーとアサーションの観点から～」 講師 大学教授、臨床心理士	55人

## 2 DV防止の啓発

### (1) DV防止啓発講座

#### ① DV気づき講座

身近で起こりうるDVについて、わかりやすく説明し、DVの予防について普及啓発をするセミナーを実施した。

開催日	会場	参加者(人)
8月9日(木)	かながわ男女共同参画センター	10
10月11日(木)	あつぎ市民交流プラザ	15
12月13日(木)	鎌倉生涯学習センター	6
2月14日(木)	おだわら市民交流センターUME CO	12
	計	43

#### ② 男性向けDV啓発講座

男性を対象にDV防止について普及・啓発する講座を実施した。

開催日	テーマ(会場)	参加者(人)
3月8日(金)	会話しますか?夫婦・カップルのためのコミュニケーション講座～しなやかな心と強い絆を育む～(横浜市港湾労働会館)	30

### (2) デートDV防止啓発講座

デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止啓発講座を実施した。

開催日	会場	参加者(人)
9月5日(水)	県立西湘高等学校	345
10月23日(火)	明治学院大学	268
10月26日(金)	鎌倉女子大学	244
11月7日(水)	東海大学	145
	計	1,002

### (3) 啓発冊子の発行

DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成するとともに外籍県民向けDV防止啓発リーフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」を8言語(英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語)で作成し、それぞれ県内市町村、警察署等に配布した。

高校生を対象としたデートDV(交際相手からの暴力)予防啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内高等学校等に配布した。

また、DV被害者の発生を未然に防ぐため、DV加害行為に至る前に気付きを促すといった視点から、DV発生抑制・DV発生予防に向けた啓発冊子を作成し、配布した。

## V かながわ男女共同参画センターの運営

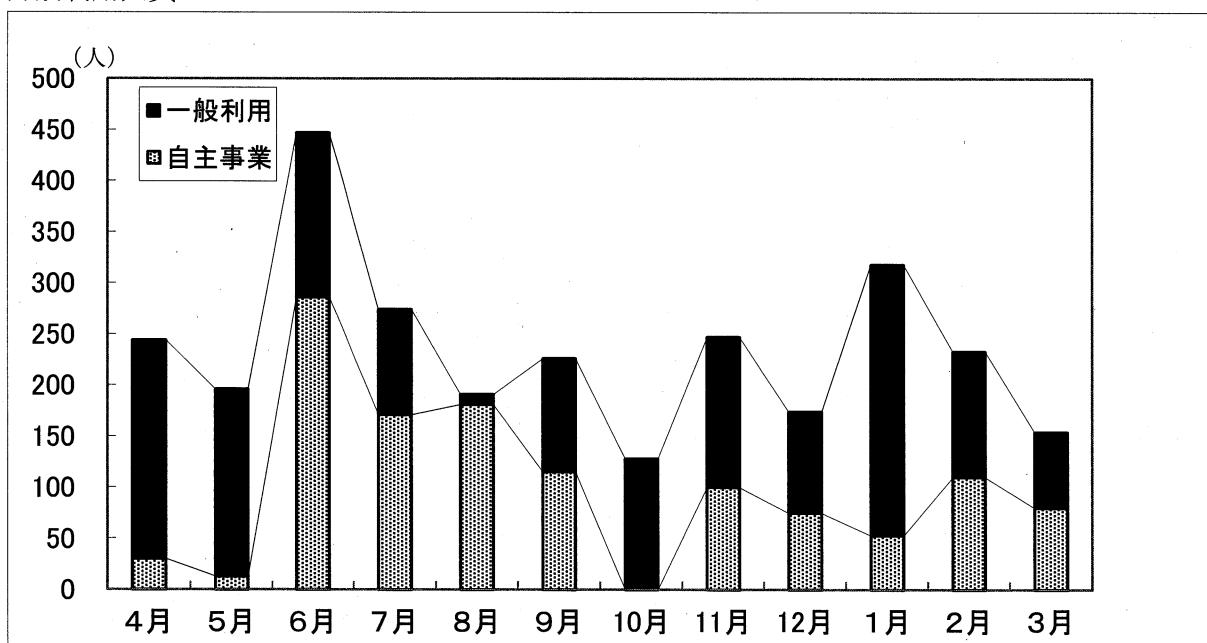
### ○ 男女共同参画支援室（会議室）等の運営

男女共同参画活動に資する団体に活動場所を提供するため、男女共同参画支援室（会議室）を貸し出すとともに、必要に応じて託児サービスの提供を行った。

[男女共同参画支援室利用状況]

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
室 数		4 室	4 室	
開館日数		293 日	292 日	
一般利用	件数	55 件	72 件	
	人員	1,323 人	1,618 人	
自主事業	件数	74 件	73 件	
	人員	1,318	1,214 人	前年比
合 計	件数	129 件	145 件	112.4%
	人員	2,641 人	2,832 人	107.2%

月別利用人員



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般利用	214	183	161	103	10	111	128	147	99	265	123	74	1,618
自主事業	30	13	286	171	181	115	0	100	75	53	110	80	1,214
計	244	196	447	274	191	226	128	247	174	318	233	154	2,832

## 8 総合相談案内

相 談 窓 口	内 容	相 談 日 と 時 間	電 話
女性を対象とした相談	女性のための暴力相談	月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日・日曜日 9時～17時 (面接相談は9時～17時 予約制) ※祝日を除く	0466-26-5550
	女性への暴力相談 「週末ホットライン」	土曜日・日曜日 17時～21時 祝日 9時～21時	045-451-0740
	多言語による相談	月曜日～土曜日 10時～17時 (面接相談は10時～16時 予約制)	090-8002-2949
専門相談	法律相談	弁護士による問題解決のため の法律相談	月2～3回 予約制
	精神保健相談	精神科医による精神保健相談	月1回 予約制
	メンタルケア	心理カウンセラーによるドメスティックバイオレンスの被 害により精神的なダメージを 受けた女性へのカウンセリン グ	予約制
男性を対象とした相談	男性被害者相談	月曜日～金曜日 9時～21時 (面接相談は第2・4水曜日 18時45分～21時 予約制) ※祝日を除く	0570-033-103
	DVに悩む男性のための相談	月曜日・木曜日 18時～21時 (面接相談は必要に応じて 実施 予約制) ※祝日を除く	0570-783-744
	専門相談	精神保健相談	精神科医による精神保健相談
		月1回 予約制	上記相談窓口において必要に応じて 案内

## 9 施設利用案内

### ■開館時間

9：00～21：00（土日は17：00）まで  
資料・交流コーナーは、9：00～17：00まで

### ■休館日

- 毎週月曜日
- 国民の祝日（月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館日。土・日曜日の場合は開館し、次の月曜日と火曜日等が休館日）

### ■男女共同参画支援室の貸出について

#### ●利用団体登録の申請

男女共同参画支援室の利用にあたっては、事前の利用団体登録が必要となりますので、下記URLを参照し、必要な書類をご用意の上、申請してください。

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou\\_03\\_2.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_2.html)

#### ●利用の申込

電話（TEL0466-27-2111）または窓口でお申込みいただき、先着順に受付いたします。

受付時間：開館日の9：00～17：00

#### ●申込受付期間

開始・締切は各々の利用日を基準にします。

男女共同参画団体		利用施設
開始	締切	
3箇月前	前日	男女共同参画支援室A～D

・ 3箇月前とは利用日の3箇月前の同日とします。同日がない場合又は同日が休館日の場合は、その該当日直後の開館日とします。

（例）5月31日の3箇月前→3月1日

3月1日が休館日の場合は3月2日

・ かながわ男女共同参画センターの自主事業等での使用予定がない日に限って申込可能とします。

#### ●利用料金

（令和元年9月30日まで）

男女共同参画支援室A・B 各定員27名		
平日	午前9時～午後5時	800円/2時間
	午後5時～午後9時	1,000円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,000円/2時間

#### 男女共同参画支援室C・D 各定員30名

男女共同参画支援室C・D 各定員30名		
平日	午前9時～午後5時	1,000円/2時間
	午後5時～午後9時	1,240円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,240円/2時間

（令和元年10月1日以降）

#### 男女共同参画支援室A・B 各定員27名

男女共同参画支援室A・B 各定員27名		
平日	午前9時～午後5時	810円/2時間
	午後5時～午後9時	1,010円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,010円/2時間

#### 男女共同参画支援室C・D 各定員30名

男女共同参画支援室C・D 各定員30名		
平日	午前9時～午後5時	1,010円/2時間
	午後5時～午後9時	1,260円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,260円/2時間

#### ●利用申込書の提出

電話または窓口で申込後、利用当日の利用前までに「利用申込書」をご提出ください。なお、利用承認通知書は利用当日にお渡しします。

#### ●使用料の納付

- ・ 利用当日に現金納付が必要となります。
- ・ 納入方法

窓口で現金領収による納付（利用日当日の利用前）

### ■託児室利用について

セミナー等にお子さまを連れて参加される場合は、2歳（主催事業では1歳）から小学校就学前までのお子さまの一時保育があります。

（7日前までに要予約、無料（別途おやつ代）、定員21人）

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou\\_03\\_3.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_3.html)



施設の概要については

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou\\_03\\_1.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_1.html)  
をご覧ください。

## 10 かながわ男女共同参画センター関係条例

### (1) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例

昭和57年3月30日

条例第3号

改正 昭和58年12月21日条例第33号  
平成元年3月20日条例第5号  
平成4年12月22日条例第53号  
平成21年12月28日条例第97号  
平成26年3月25日条例第7号  
平成31年3月15日条例第25号

昭和61年10月17日条例第45号  
平成3年3月15日条例第9号  
平成9年3月25日条例第4号  
平成25年12月27日条例第120号  
平成26年12月26日条例第70号

神奈川県立婦人総合センター条例をここに公布する。

神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例

題名改正〔平成26年条例70号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立かながわ男女共同参画センターの設置、管理等に関する必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(設置)

第2条 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与するための施設として、神奈川県立かながわ男女共同参画センター（以下「かながわ男女共同参画センター」という。）を藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号に設置する。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用の承認)

第3条 別表に掲げるかながわ男女共同参画センターの施設を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えることができる。

- (1) かながわ男女共同参画センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) かながわ男女共同参画センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他利用させることができないことがかながわ男女共同参画センターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の徴収)

第4条 かながわ男女共同参画センターの利用については、別表に定める額の使用料

を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の減免)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

(1) 国、県又は県内の市町村の機関が女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進することを目的とした行事に利用するとき。

(2) その他知事が特に必要と認めたとき。

一部改正〔平成3年条例9号・9年4号〕

(使用料の不還付)

第6条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によりかながわ男女共同参画センターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用承認の取消し等)

第7条 知事は、かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者が第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は知事が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又はかながわ男女共同参画センターの利用を中止させることができる。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かながわ男女共同参画センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成3年条例9号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、昭和57年6月1日から施行する。

(昭和57年9月規則第77号で、同57年9月10日から施行)

2 神奈川県立婦人就業援助センター条例（昭和54年神奈川県条例第2号）は、廃止する。

附 則（昭和58年12月21日条例第33号）

1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール及び神奈川県立婦人総合センター（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から昭和59年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る

使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月17日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール、神奈川県立婦人総合センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条の規定は同年7月1日から施行する。

（会館等の使用料に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第10条まで、第20条、第23条、第26条及び第28条から第33条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第53号）

- 1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る（中略）神奈川県立かながわ女性センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から平成5年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第4号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日条例第97号）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日以後の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料について適用し、同日前の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第120号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日条例第70号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

- 2 改正後の別表に掲げる神奈川県立かながわ男女共同参画センターの施設（以下「新施設」という。）利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第3条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る知事の承認を受けることができる。

- 3 知事は、施行日前においても、改正後の第4条から第7条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る処分をすることができる。

附 則（平成31年3月15日条例第25条）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）第4条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に1項を加える改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第1項に見出しを付する改正規定、同条例附則第2項を削る改正規定、同条例附則第3項を同条例附則第2項とし、同項の前に見出しを付し、同条例附則第4項を同条例附則第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第5項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

別表（第3条、第4条関係）

区分	平日						日曜日、土曜日及び休日				
	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	
男女 共同 参画 支援 室A	810円	810円	810円	810円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	
男女 共同 参画 支援 室B											
男女 共同 参画 支援 室C	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	
男女 共同 参画 支援 室D											

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

【参考】令和元年9月30日までの使用料

別表（第3条、第4条関係）

区分	平日						日曜日、土曜日及び休日			
	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで
男女 共同 参画 支援 室A	800円	800円	800円	800円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
男女 共同 参画 支援 室B										
男女 共同 参画 支援 室C	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,240 円	1,240 円	1,240 円	1,240 円	1,240 円	1,240 円
男女 共同 参画 支援 室D										

## (2) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則（抜粋）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則

昭和 57 年 5 月 15 日

規則第 36 号

改正	昭和 62 年 6 月 30 日規則第 58 号	平成 2 年 3 月 30 日規則第 12 号
	平成 3 年 3 月 15 日規則第 10 号	平成 6 年 3 月 25 日規則第 25 号
	平成 9 年 3 月 31 日規則第 38 号	平成 15 年 3 月 7 日規則第 8 号
	平成 21 年 12 月 28 日規則第 99 号	平成 26 年 3 月 25 日規則第 29 号
	平成 27 年 2 月 27 日規則第 3 号	

神奈川県立婦人総合センター条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則

題名改正〔平成 3 年規則 10 号・27 年 3 号〕

(休館日)

第 2 条 かながわ男女共同参画センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日

(2) 火曜日（当該火曜日の前日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合に限る。）

(3) 休日（休日（元日を除く。）が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その翌日以降の最初の月曜日、前号に掲げる日、休日（国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項に規定する休日を除く。）、土曜日又は日曜日（以下「月曜日等」という。）でない日（二の休日が連続する土曜日及び日曜日に当たる場合は、最初の休日の翌日以降の最初の月曜日等でない日及びその翌日））

(4) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項に規定する休館日の日のほか、資料コーナーにあつては、次に掲げる日を休館日とする。

(1) 毎月末日

(2) 火曜日（当該火曜日の前日が月の末日に当たる場合に限る。）

(3) 2 月 1 日から同月 7 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、所長は、かながわ男女共同参画センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の修理その他の理由により必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成 3 年規則 10 号・9 年 38 号・15 年 8 号・26 年 29 号・27 年 3 号〕

(開館時間)

第3条 かながわ男女共同参画センターの開館時間は、午前9時から午後9時（休日、土曜日及び日曜日にあつては、午後5時）までとする。ただし、資料コーナーにあつては午前9時から午後5時まで、幼児一時預かり室にあつては午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成3年規則10号・9年38号・26年29号・27年3号〕

附 則（平成27年2月27日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章保護命令（第十条—第二十二条）

第五章雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である。女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

（定義）

第一条この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (4) 神奈川県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 14 年 3 月 29 日  
条例第 8 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号 平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号  
神奈川県男女共同参画推進条例をここに公布する。

#### 神奈川県 男女共同参画推進条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すこと又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

##### (男女共同参画を推進するための理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

##### (県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第 1 項の規定により届出があつた事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定により事業者から届出があつた事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第 13 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第 14 条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があつた提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(検討)

3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

## (5) 神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

平成 14 年 3 月 29 日  
規則第 40 号

改正 平成 17 年 3 月 29 日規則第 47 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 48 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 27 年 3 月 27 日規則第 28 号

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則をここに公布する。

### 神奈川県男女共同参画推進条例施行規則

#### (届出対象事業所)

第 1 条 神奈川県男女共同参画推進条例（平成 14 年神奈川県条例第 8 号。以下「条例」という。）

第 10 条第 1 項に規定する規則で定める数は、常時使用する従業員の数が 300 人以上とする。

#### (適用除外の事業所)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める事業所は、国、県及び市町村の事務所並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の事業所とする。

#### (届出事項)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 常時使用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるものの平均年齢及び平均勤続年数並びにその男女別の数値
- (2) 常時使用する従業員の採用者数及びその男女別の数
- (3) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者（以下「管理職」という。）の登用数及びその男女別の数
- (4) 管理職に準ずる職にある者の数及びその男女別の数

#### (届出書の提出)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、毎年 11 月 30 日までに、男女共同参画の推進の状況に関する届出書（別記様式）により行わなければならない。

#### (提案等の申出ができる者)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項に規定する規則で定める者は、県内に勤務する者又は県内に在学する者とする。

#### 附 則（略）

## 11 県内市町村男女共同参画担当窓口及び男女共同参画関連施設

### (1) 県内市町村の男女共同参画担当窓口

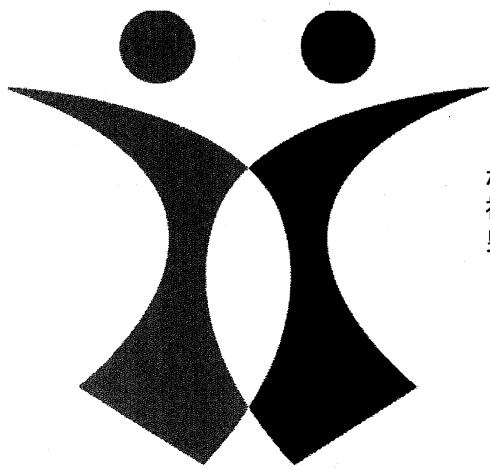
(平成31年4月現在)

市町村名	担当室課	電話番号
横浜市	政策局男女共同参画推進課	045-671-2017
川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室男女平等推進担当	044-200-2269
相模原市	市民局人権・男女共同参画課	042-769-8205
横須賀市	市民部人権・男女共同参画課男女共同参画担当	046-822-8228
平塚市	市民部人権・男女共同参画課	0463-21-9861
鎌倉市	共創計画部文化人権課人権・男女共同参画担当	0467-61-3870
藤沢市	企画政策部人権男女共同平和課男女共同参画担当	0466-25-1111
小田原市	市民部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画係	0465-33-1725
茅ヶ崎市	生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当	0467-57-1414
逗子市	市民協働部市民協働課人権・男女共同参画係	046-872-8156
三浦市	市民部市民協働課	046-882-1111
秦野市	くらし安全部市民相談人権課市民相談担当	0463-82-5128
厚木市	協働安全部市民協働推進課人権男女相談係	046-225-2215
大和市	文化スポーツ部国際・男女共同参画課国際・男女共同参画担当	046-260-5164
伊勢原市	市民生活部人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係	0463-94-4716
海老名市	市民協働部市民相談課人権男女共同参画係	046-235-4568
座間市	市民部広聴人権課人権・男女共同参画係	046-252-8087

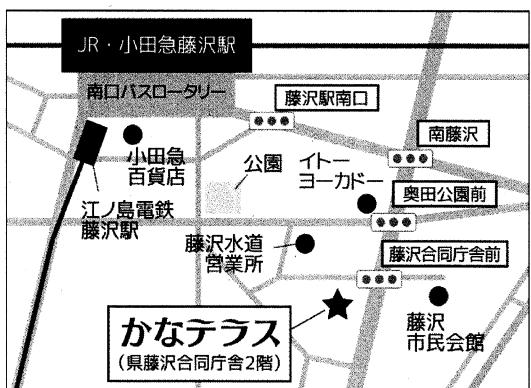
市町村名	担当室課	電話番号
南足柄市	企画部市民協働課男女共同参画班	0465-73-8211
綾瀬市	経営企画部企画課国際・男女共同参画担当	0467-70-5657
葉山町	福祉部町民健康課	046-876-1111
寒川町	市民部協働文化推進課文化担当	0467-74-1111
大磯町	市民福祉部町民課町民協働係	0463-61-4100
二宮町	政策総務部地域政策課地域支援班	0463-71-3311
中井町	地域防災課地域情報班	0465-81-1110
大井町	市民課戸籍・住基担当	0465-85-5006
松田町	政策推進課経営戦略係	0465-83-1222
山北町	企画政策課企画班	0465-75-3651
開成町	市民サービス部自治活動応援課	0465-84-0315
箱根町	企画観光部企画課広報情報係	0460-85-9560
真鶴町	企画調整課企画情報係	0465-68-1131
湯河原町	地域政策課企画係	0465-63-2111
愛川町	教育委員会生涯学習課生涯学習班	046-285-6959
清川村	教育委員会事務局社会教育係	046-288-1215

### (2) 県内の男女共同参画関連施設

施設名	住所	電話番号
男女共同参画センター横浜(フォーラム)	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050
男女共同参画センター横浜南(フォーラム南太田)	〒232-0006 横浜市南区南太田1-7-20	045-714-5911
男女共同参画センター横浜北(アートフォーラムあざみ野)	〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南1-17-3	045-910-5700
(公財)神奈川婦人会館(もみじざかじよいぶらぎ)	〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘2	045-231-2567
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1	044-813-0808
相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775
デュオよこすか	〒238-0041 横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階	046-822-0804
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414
南足柄市女性センター	〒250-0105 南足柄市関本591-1	0465-73-8211
愛川町レディースプラザ(中津公民館)	〒243-0303 愛川町中津293番地の3	046-285-1600



かながわ男女共同参画センターのシンボルマーク  
神奈川の頭文字（K）、湘南の海と海岸線をモチーフに、  
男女共同参画社会の推進を明るく躍動的に表しています。



### 交通

● JR東海道線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄  
「藤沢駅」下車 徒歩10分



〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階

電話 0466(27)2111(代)

FAX 0466(25)6499

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>

令和元年5月

この冊子は再生紙を使用しています。